

○奈良県警察事務決裁規程（昭和42年4月7日本部訓令第9号）

[沿革] 昭和42年8月本部訓令第27号、10月第31号、43年6月第15号、第16号、44年3月第6号、46年1月第4号、3月第8号、7月第11号、47年1月第1号、11月第10号、48年1月第2号、3月第4号、第5号、第7号、11月第27号、49年4月第4号、55年4月第9号、56年7月第7号、57年2月第2号、58年4月第5号、59年12月第11号、60年11月第11号、62年3月第8号、63年3月第7号、平成元年5月第6号、3年2月第3号、8月第9号、12月第20号、4年2月第4号、5月第14号、5年9月第25号、6年11月第19号、7年4月第14号、11月第31号、9年8月第12号、10年第15号、12年9月第16号、11月第23号、13年3月第3号、14年5月第13号、9月第18号、15年1月第24号、2月第5号、6月第12号、12月第22号、16年3月第9号、6月第12号、18年3月第7号、19年3月第9号、7月第22号、20年3月第16号、6月第22号、23年6月第11号、24年10月第14号、26年2月第7号、3月第10号、4月第13号、27年12月第14号、28年2月第3号、12月第24号、29年3月第4号、第8号、第12号、6月第14号、30年3月第3号、第9号、31年2月第2号、3月第5号、令和元年6月第19号改正

（目的）

第1条 この訓令は、奈良県警察における事務の決裁及び専決に関する基準を定め、もって事務遂行上における責任の範囲を明らかにするとともに、事務の能率的な運営を図ることを目的とする。

（警察本部長の決裁事項）

第2条 警察本部長の決裁を要する事項は、別表第1に定めるとおりとする。

（部長及び本部の所属長の専決事項）

第3条 部長及び本部の所属長は、別表第2に定めるところにより、それぞれ事務の専決をすることができる。

（警察署長の決裁事項等）

第4条 警察署長の決裁を要する事項及び専決することのできる事項は、別表第3に定めるとおりとする。

（異例に属する事項の専決の制限）

第5条 前3条の規定に基づき専決することができる事項であっても、特命のあった事項若しくは特に重要異例又は疑義のある事項については、上司の決裁を受けなければならない。

（警察署の次長等の専決事項）

第6条 警察署長は、第4条に定める事項その他警察署長の権限に属する事務のうち軽

易なものを副署長、次長、刑事官、地域官、交通官その他必要と認めた職員に専決させることができる。ただし、一般的に軽易な事務として専決させることとなっている場合であっても、その対象が当面問題のある場所若しくは人に関係し、又は通例の場合と異なる場合には、専決させてはならない。

2 前項の規定による専決について必要な事項は、別に定める。

(代決)

第7条 第2条から第4条まで及び第6条に規定する事項について、決裁者（専決者を含む。）が不在の場合において急速な処理を要するときは、奈良県警察処務規程（昭和41年12月奈良県警察本部訓令第18号）第3条から第8条までに定めるところにより、代決をすることができる。

附 則

1 この訓令は、昭和42年4月14日から施行する。

2 奈良県警察事務専決規程（昭和36年9月奈良県警察本部訓令第9号。以下「旧規程」という。）は、廃止する。

3 この訓令施行の際、旧規程によりなされた専決処分で、現に効力を有するものは、なおその効力を有するものとする。

附 則 （昭和42年8月15日本部訓令第27号）

この訓令は、昭和42年8月17日から施行する。

附 則 （昭和42年10月31日本部訓令第31号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和43年6月24日本部訓令第15号）

この訓令は、昭和43年7月1日から施行する。

附 則 （昭和43年6月29日本部訓令第16号）

この訓令は、昭和43年7月1日から施行する。

附 則 （昭和44年3月31日本部訓令第6号）

この訓令は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則 （昭和46年1月22日本部訓令第4号）

この訓令は、昭和46年1月22日から施行する。

附 則 （昭和46年3月31日本部訓令第8号）

この訓令は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則 （昭和46年7月13日本部訓令第11号）

この訓令は、昭和46年7月13日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則 （昭和47年1月21日本部訓令第1号）

この訓令は、昭和47年1月21日から施行し、昭和47年1月1日から適用する。

附 則 (昭和47年11月13日本部訓令第10号)

この訓令は、公布の日から施行し、昭和47年11月1日から適用する。

附 則 (昭和48年1月26日本部訓令第2号)

この訓令は、昭和48年2月1日から施行する。

附 則 (昭和48年3月23日本部訓令第4号)

この訓令は、昭和48年3月23日から施行する。

附 則 (昭和48年3月26日本部訓令第5号抄)

(施行期日)

1 この規程は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年3月27日本部訓令第7号)

この訓令は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和48年11月5日本部訓令第27号)

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行し、昭和48年8月24日から適用する。

(経過規定)

2 この訓令による改正前の各用紙は、当分の間なお用いることができる。

附 則 (昭和49年4月12日本部訓令第4号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年4月7日本部訓令第9号)

この訓令は、公布の日から施行し、この訓令による改正後の〔中略〕奈良県警察事務
決裁規程〔中略〕の規定は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則 (昭和56年7月15日本部訓令第7号)

この訓令は、昭和56年7月15日から施行し、この訓令による改正後の〔中略〕奈良県
警察事務決裁規程〔中略〕の規定は、昭和56年6月1日から適用する。

附 則 (昭和57年2月25日本部訓令第2号)

この訓令は、昭和57年3月1日から施行する。ただし、〔中略〕通勤手当に関する部
分は、昭和57年1月1日から適用〔中略〕する。

附 則 (昭和58年4月1日本部訓令第5号)

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年12月6日本部訓令第11号)

この訓令は、昭和59年12月6日から施行し、昭和59年11月20日から適用する。

附 則 (昭和60年11月14日本部訓令第11号)

この訓令は、昭和61年1月1日から施行する。

附 則 (昭和62年3月30日本部訓令第8号)

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (昭和63年3月10日本部訓令第7号)

この訓令は、昭和63年3月10日から施行する。

附 則 (平成元年5月22日本部訓令第6号)

この訓令は、平成元年5月22日から施行し、〔中略〕平成元年3月24日から適用〔中略〕する。

附 則 (平成3年2月28日本部訓令第3号)

この訓令は、平成3年3月4日から施行する。

附 則 (平成3年8月1日本部訓令第9号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成3年8月1日から施行する。

附 則 (平成3年12月18日本部訓令第20号)

この訓令は、平成4年1月1日から施行する。

附 則 (平成4年2月28日本部訓令第4号)

この訓令は、平成4年3月1日から施行する。

附 則 (平成4年5月1日本部訓令第14号)

この訓令は、平成4年5月1日から施行する。

附 則 (平成5年9月9日本部訓令第25号)

この訓令は、平成5年9月9日から施行する。

附 則 (平成6年11月10日本部訓令第19号)

この訓令は、平成6年11月10日から施行する。

附 則 (平成7年4月21日本部訓令第14号)

この訓令は、平成7年4月21日から施行する。

附 則 (平成7年11月16日本部訓令第31号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成7年11月16日から施行する。

附 則 (平成9年8月28日本部訓令第12号)

この訓令は、平成9年8月28日から施行する。

附 則 (平成9年10月9日本部訓令第15号)

この訓令は、平成9年10月9日から施行する。

附 則 (平成12年9月26日本部訓令第16号)

この訓令は、平成12年10月1日から施行する。

附 則 (平成12年11月21日本部訓令第23号)

この訓令は、平成12年11月24日から施行する。

附 則 (平成13年3月22日本部訓令第3号)

この訓令は、平成13年3月26日から施行する。〔以下略〕

附 則 (平成14年5月10日本部訓令第13号)

この訓令は、平成14年5月10日から施行する。

附 則 (平成14年9月12日本部訓令第18号)

この訓令は、平成14年9月12日から施行する。

附 則 (平成15年1月1日本部訓令第24号)

この訓令は、平成15年1月1日から施行する。

附 則 (平成15年2月20日本部訓令第5号)

この訓令は、平成15年2月25日から施行する。〔以下略〕

附 則 (平成15年6月16日本部訓令第12号)

この訓令は、平成15年6月16日から施行する。

附 則 (平成15年12月25日本部訓令第22号)

この訓令は、平成16年1月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月31日本部訓令第9号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年6月29日本部訓令第12号)

この訓令は、平成16年7月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月28日本部訓令第7号)

この訓令は平成18年4月1日から施行する。〔以下略〕

附 則 (平成19年3月28日本部訓令第9号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年7月24日本部訓令第22号)

この訓令は、平成19年7月24日から施行する。

附 則 (平成20年3月21日本部訓令第16号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成20年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の訓令により作成された様式用の用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則 (平成20年 6 月26日本部訓令第22号)

この訓令は、平成20年 6 月26日から施行する。

附 則 (平成23年 6 月24日本部訓令第11号)

この訓令は、平成23年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成24年10月25日本部訓令第14号)

この訓令は、平成24年10月30日から施行する。

附 則 (平成26年 2 月24日本部訓令第 7 号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成26年 3 月 4 日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の訓令により作成された様式用の用紙で、現に残存するものについては、必要な改定を加えた上、当分の間、なお使用することができる。

附 則 (平成26年 3 月19日本部訓令第10号)

この訓令は、平成26年 3 月25日から施行する。

附 則 (平成26年 4 月 1 日本部訓令第13号)

この訓令は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成27年12月17日本部訓令第14号)

この訓令は、平成28年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成28年 2 月19日本部訓令第 3 号)

この訓令は、平成28年 2 月26日から施行する。

附 則 (平成28年12月22日本部訓令第24号)

この訓令は、平成29年 1 月 3 日から施行する。

附 則 (平成29年 3 月15日本部訓令第 4 号)

この訓令は、平成29年 3 月24日から施行する。

附 則 (平成29年 3 月21日本部訓令第 8 号)

この訓令は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成29年 3 月31日本部訓令第12号)

この訓令は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成29年 6 月 9 日本部訓令第14号)

(施行期日)

1 この訓令は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律(平成28年法律第102号。次項において「改正法」という。)附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日(平成29年6月14日)から施行する。

(経過措置)

- 2 改正法附則第5条の規定によりなおその効力を有することとされた改正法第2条の規定による改正前のストーカー行為等の規制等に関する法律第6条第1項に規定する命令に係る事務の専決に関する基準については、この訓令による改正前の奈良県警察事務決裁規程別表第2の2本部の所属長の専決事項の表39の4の項及び39の5の項の規定は、この訓令の施行後も、なおその効力を有する。

附 則 (平成30年3月14日本部訓令第3号)

この訓令は、平成30年3月23日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日本部訓令第9号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月4日本部訓令第2号)

この訓令は、平成31年2月4日から施行する。

附 則 (平成31年3月15日本部訓令第5号)

この訓令は、平成31年3月27日から施行する。

附 則 (令和元年6月28日本部訓令第19号)

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

本部長決裁事項

番号	事務内容	主管課	摘要
1	奈良県警察の組織、運営等に関して規定した奈良県条例、奈良県規則、奈良県人事委員会規則、奈良県公安委員会規則等の制定又は改正の手續きに関すること。	各所属共通	
2	公安委員会会議に提出する議案（定例的な旬報、月報等を除く。）に関すること。	〃	定例的な旬報、月報等の例 1 風俗営業関係事務取扱状況報告 2 銃砲刀剣類、火薬類及び高圧ガス関係事務処理状況報告 3 質屋、古物及び金属くず営業事務処理状況報告等
3	奈良県警察本部訓令及び告示の制定又は改正に関すること。	〃	
4	警察施策の立案に関すること。	〃	
5	重要な行事に関すること。	〃	重要なものの例 本部長の出席を求めて行う式典、会議、催し等
6	議会関係の答弁資料に関すること。	〃	
7	県市町村等の関係機関との重要な連絡に関すること。	〃	重要な例 関係機関の全面的な協力を求め、又は政治的関連の行事、施策等
8	請願書、陳情等の処理に関すること。	〃	
9	各行政機関との協定又は協議事項で重要なものに関すること。	〃	重要なものの例 自衛隊などとの捜査に関する協定等
10	重要な投書の処理に関すること。	〃	重要な投書の例 1 警察運営上参考となるもの 2 本部長の意思表示を必要とするもの 3 報道機関にとりあげられ、又は社会的反響を呼ぶようなもの等
10の2	行政文書の開示等に関すること。	〃	
10の3	個人情報の開示等に関すること。	〃	

11	寄附又は贈与の収受に関する こと。	会 計 警 務 各 所 共 属 通	
12	別に定める犯罪の捜査指揮に 関すること。	人身安全 対策、少 年、生活 環境、サ イバー犯 罪対策、 捜査第一 、捜査第 二、組織 犯罪対策 、交通指 導、警備 第一及び 警備第三 の各課並 びに高速 道路交通 警察隊	別に定める犯罪の例 奈良県警察捜査指揮規 程に定める本部長指揮事 件
13	被疑者の事故報告に関する こと。	当該被疑 者に係る 事件の主 管課	
14	部長及び本部の所属長の旅行命 令に関すること。	会 計	
15	県費の支出負担行為（給与、旅 費、光熱水料、消耗品等定例又は 軽易な経費に係るものを除く。）に 関すること。	〃	
16	債権管理上必要な決定に関する こと。	〃	
17	予算の要求、配当（内示）並び に県費予備費の充当要求及び県費 予算の流用に関すること。	〃	
18	国庫補助金の事業実施計画に関 すること。	〃	
19	歳入歳出の決算に関すること。	〃	
20	国費の支出負担行為並びに支出 決議に関すること。	〃	
21	国費歳入の徴収決定上必要な決 議に関すること。	〃	
22	国費捜査費の交付決定に関する こと。	〃	
23	国有物品の取得、保管、供用及 び処分に関すること。	〃	

24	財産の取得、保管、供用及び処分に関すること。	〃	
25	国有財産及び国有物品の無償使用に関すること。	〃	
26	営繕の執行決定に関すること。	〃	
27	財産及び物品の火災、盗難、損傷等の報告に関すること。	〃	
28	国、県有以外の警察用土地建物等の貸借に関すること。	〃	
29	工事監督員、検査員、会計補助員等の任命に関すること。	〃	
30	職員の任免、配置に関すること。	警 務	
31	職員の分限処分及び復職の決定に関すること。	〃	
31の2	職員の育児休業（部分休業を除く。）に関すること。	〃	
32	警察官の採用試験の施行に関すること。	〃	
33	昇任試験及び選考試験の施行に関すること。	〃	
34	特別昇給の決定に関すること。	〃	
35	管下各所属間における応援派遣の承認に関すること。	〃	
35の2	被留置者の事故に関すること。	留置管理	
36	懲戒処分の決定に関すること。	監 察	
37	不利益処分の応訴に関すること。	〃	
38	不利益審査申立に対する答弁に関すること。	〃	
39	表彰及び叙位叙勲の上申並びに本部長名による表彰及び感謝状の授与に関すること。	〃	
40	年間主要行事計画に関すること。	〃	
41	職員に係る重大な事故報告に関すること。	〃	
42	規律違反者に対する勤務停止措置等の命令に関すること。	〃	
43	警察大学校へ入校する学生及び管区警察学校（幹部養成コース）へ入校する学生並びに警察学校以外の教育機関への委託学生の派遣	教 養	

	に関すること。		
44	年度教養計画に関すること。	〃	
45	削除		
46	検察官からの銃器の引継ぎに関すること。	組織犯罪 対 策	
47	重要な雑踏警備に関すること。	地 域	重要なものの例 1 県警備本部を設置する ような事案 2 本部長指定行事の雑 踏警備 等
48	雑踏警備に伴う応援派遣（小規模なものを除く。）に関すること。	〃	
49	超短波無線局の設置に関すること。	通信指令	
50	重要な警備実施（雑踏警備を除く。）に関すること。	警備第二	重要なものの例 1 県警備本部を設置する ような事案 2 社会的反響の大きい 特異事案 等
51	警備実施（雑踏警備を除く。）に伴う応援派遣（小規模なものを除く。）に関すること。	〃	
52	消防機関との相互応援に関すること。	〃	
53	警察庁に対する緊急事態報告に関すること。	〃	
54	警備要員の召集に関すること。	〃	
55	警衛に関すること。	〃	
56	重要な警護に関すること。	〃	
57	機動隊及び特別機動隊の教養訓練計画に関すること。	機 動 隊	
58	優良自動車運転者のベスト・ドライバー顕彰に関すること。	運転免許	
59	学校教養計画の策定に関すること。	警察学校	
60	前各号に掲げるもののほか、これに準ずる重要な事務に関すること。		

別表第2（第3条関係）

1 部長専決事項

番号	事務内容	主管部長 (主管課)	摘要
1	警部補及びこれに相当する職員以下の職員を召集して行う会議に 関すること。	各部長 〔各所属〕 〔共通〕	会議の例 1 新任職員講習会 2 係長、主任会議 3 検討研究会 等
2	県市町村等の関係機関との軽易な 連絡に關すること。	〃	軽易な例 主管部において処理で きる事務
3	部内の所属長の願届の処理に關 すること。	〃	
4	各種実施細目（細則）の承認に 關すること。	〃	各種実施細目の例 1 警察署処務細則 2 警察署地域警察運営 細則 等
5	軽易な一般教養（術科及び警備 訓練を含む。）の実施に關すること。	〃	軽易な一般教養の例 本部員の定例教養等定 例的なもの
6	報道機関への軽易な広報資料の 提供に關すること。	〃	
7	緊急配備に關すること。	〃	
7の 2	行政文書の開示請求等に關する こと。	警務部長 〔各所属〕 〔共通〕	従前に同一の行政文書 の開示請求が行われてお り、これと同様の決定を 行う場合に限る。
7の 3	個人情報の開示請求等に關する こと。	〃	従前に同一の個人情報の 開示請求が行われてお り、これと同様の決定を 行う場合に限る。
7の 4	職員の勤務時間、休暇等に關する 規則（平成7年3月奈良県人事 委員会規則第16号）第14条第1項 第3号の規定に基づく特別休暇の 期間の延長に關すること。	〃	
8	広報資料の発行に關すること。	警務部長 〔県民サ ービス 課〕	
9	各種報道機関への便宜供与に關 すること。	〃	
10	音楽隊の訓練計画、部内外への 派遣演奏（派遣要請を含む。）そ 他音楽隊の運営に關すること。	〃	
11	音楽隊員の指名及び解除に關す ること。	〃	

12	月間主要行事計画に関する こと。	〃 (総務課)	
13	行事の調整に関する こと。	〃	
14	国庫補助金の申請に関 すること。	〃 (会計課)	
15	拾得物等の検査、監査 の実施に関すること。	〃	
16	拾得物件の引継ぎに関 する職員の任命に関 すること。	〃	
17	営利企業等従事許可願 の承認に関すること。	〃 (警務課)	
18	職務に専念する義務の 免除承認に関する こと。	〃	
19	部長及び所属長の事務 引継書に関する こと。	〃	
20	署長の願届の処理に関 すること。	〃	
21	解雇予告除外認定申請 に関する こと。	〃	
22	警察官採用試験の実施 に関する こと。	〃	
23	警察官の職務に協力援 助した者の災害の認定 及び諸給付金額の決定 に関する こと。	〃	
23の 2	規定外腕章等の着 装の承認に関する こと。	〃	
24	管下各所属間における 小規模応援派遣の承 認に関する こと。	〃	
24の 2	勤務に係る承認に関 する こと。	〃	
25	被留置者の避難及び解 放の指揮に関する こと。	〃 〔留置管理課〕	
26	管区警察学校（幹部養 成コースを除く。）及 び奈良県警察学校の現 任科及び専科の入校に 関 する こと。	〃 (教養課)	
27	奈良県警察の沿革史に 関 する こと。	〃	
28	術科技能検定、体力検 定及び柔剣道段級審査 に 関 する こと。	〃	
	各種術科大会等への選 手の派遣		

29	に関すること。	〃	
30	削除		
31	教授細目の策定に関すること。	警務部長 〔警察 学 校〕	
32	指名手配及び指名手配被疑者の 身柄の受け渡しに関すること。	刑事部長 〔刑事 企画課〕	
33	警察に協力した質屋営業者に対 する報償に関すること。	〃 〔捜査 第一課〕	
33の 2	暴力団員による不当な行為の防 止等に関する法律（平成3年法律 第77号。以下「暴力団対策法」と いう。）第32条の3第8項の規定 に基づく情報の提供、暴力団員に 対する警告、相談の申出人等の保 護その他の配慮に関すること。	〃 〔組織犯 罪対策 課〕	
33の 3	暴力団対策法第35条第4項の規 定に基づく通知に関すること。	〃	
34	身元不明変死人の手配に関する こと。	〃 (鑑識課)	
35	鑑識技能検定に関すること。	〃	
36	警察犬の嘱託に関すること。	〃	
37	重要事件の犯罪鑑識に関するこ と。	〃 〔鑑識課 科学捜 査研 究 所〕	重要事件の例 1 本部長指揮事件 2 公開捜査事件 3 現場臨検班要出動事 件 等
38	生活安全対策の企画及びその運 営結果に関すること。	生活安全 部 〔生活安 全企 画 課〕	
39	風俗営業等の行政処分で営業停 止又はその他の処分を相当とする 意見の決定に関すること。	〃	
40	自衛隊に対する爆発物の処理要 請に関すること。	〃	
41	重要な被保護者等の取扱いに関 すること。	〃 〔人身安 全対 策課〕	1 一家心中のおそれの ある家出 2 少年の集団家出 3 他府県に手配を要す る事案 等
42	小規模な雑踏警備に関するこ と。	〃 (地域課)	

43	奈良県山岳遭難対策本部との連絡協調に関すること。	〃	
44	警ら用無線自動車の運用に関すること。	〃	
45	奈良県警察本部航空機使用管理に関する訓令第8条、第11条、第12条、第16条、第18条及び第27条に規定する航空事故防止に関する計画、航空機年度使用計画、警察職員及び部外者の航空機使用（搭乗）承認、航空機使用結果報告の受理及び定期検査結果報告の受理に関すること。	〃	
45の2	無線電話の運用に関すること。	〃 〔通信〕 〔指令課〕	
46	小規模な警備実施に関すること。	警備部長 〔警備〕 〔第二課〕	小規模な警備実施（雑踏警備を除く。）の例 警察署限りで措置できる 事案
47	通例の警護に関すること。	〃	通例の警護の例 小規模な警護要員で実施 できる警護
48	機動隊の教養訓練実施に関すること。	〃 (機動隊)	
49	特別機動隊員の教養訓練実施に関すること。	〃	
50	管区内及び県下一斉の交通取締りに関すること。	交通部長 〔交通〕 〔指導課〕	
51	交通事故による負傷者を搬送した者に対する報償金の報償区分等の認定に関すること。	〃	
52	交通警察に対する申告等の処理に関すること。	〃 〔交通〕 〔企画課〕	
53	道路交通法第90条第1項、第4項及び第103条第1項の規定に基づき90日以上期間の運転免許（以下「免許」という。）の保留、免許を与えた後における効力の停止及び免許の効力の停止の処分を行うこと。	〃 〔運転〕 〔免許課〕	
54	優良自動車運転者の上級顕彰に関すること。	〃	

2 本部の所属長の専決事項

番号	事務内容	主管課	摘要
1	主管事務に関する調査、企画等の資料の照復に関すること。	各所属通	
2	定例的な統計、報告、資料等の処理に関すること。	〃	定例的な統計、報告、資料等の例 1 署から提出する各種旬報、月報、年報などの集計又は検討 2 警察統計規則等に基づく警察庁への統計資料の送付等
3	軽易な投書の処理に関すること。	〃	軽易な投書の例 1 中傷にわたるもの 2 警察運営上問題にならないもの等
4	行政手続法（平成5年法律第88号）第7条の規定に基づく申請の形式上の要件に適合しているかどうかの判定及び形式上の要件に適合しない申請の補正要求	〃	
4の2	行政手続法第9条第1項の規定に基づく申請に係る審査の進行状況及び当該申請に対する処分の時期の見通しの提示	〃	
4の3	行政手続法第9条第2項の規定に基づく申請に必要な情報の提供	〃	
4の4	行政手続法第11条第2項の規定に基づく他の行政庁との連絡等	〃	
4の5	行政手続法第15条第1項の規定に基づく聴聞の通知	〃	
4の6	行政手続法第15条第3項の規定に基づく不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合における事務所の掲示場への掲示	〃	
4の7	行政手続法第16条第3項の規定に基づく代理人の資格の証明の確認	〃	
4の8	行政手続法第16条第4項の規定に基づく代理人がその資格を失ったときの届出の受理	〃	
4の9	行政手続法第17条第3項の規定に基づく代理人の資格の証明の確認（第16条第3項の準用）	〃	

4の10	行政手続法第17条第3項の規定に基づく代理人がその資格を失ったときの届出の受理(第16条第4項の準用)	〃	
4の11	行政手続法第18条第1項及び第2項の規定に基づく文書等の閲覧の許可	〃	
4の12	行政手続法第18条第3項の規定に基づく文書等の閲覧の日時及び場所の指定	〃	
4の13	行政手続法第22条第3項の規定に基づく当事者又は参加人の所在が判明しない場合における事務所の掲示場への掲示(第15条第3項の準用)	〃	
4の14	行政手続法第24条第4項の規定に基づく聴聞調書及び聴聞報告書の閲覧の許可	〃	
4の15	行政手続法第25条の規定に基づく当事者又は参加人の所在が判明しない場合における事務所の掲示場への掲示(第22条第3項の規定による第15条第3項の準用)	〃	
4の16	行政手続法第29条第2項の規定に基づく証拠書類等の受理	〃	
4の17	行政手続法第30条の規定に基づく弁明の機会の付与を行う場合の書面による通知	〃	
4の18	行政手続法第31条の規定に基づく弁明の機会の付与に係る不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合における事務所の掲示場への掲示(第15条第3項の準用)	〃	
4の19	行政手続法第31条の規定に基づく代理人の資格の証明の確認(第16条第3項の準用)	〃	
4の20	行政手続法第31条の規定に基づく代理人がその資格を失ったときの届出の受理(第16条第4項の準用)	〃	
4の21	聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞規則」という。)第4条第1項の規定に基づく代理人資格証明書の受理	〃	
4の22	聴聞規則第9条第1項の規定に基づく聴聞の期日又は場所の変更	〃	
4の23	聴聞規則第9条第2項の規定に基づく聴聞の期日又は場所の変更	〃	

	申出書の受理		
4の24	聴聞規則第9条第3項の規定に基づく聴聞の期日又は場所の変更の通知	〃	
4の25	聴聞規則第10条第1項の規定に基づく文書閲覧請求書の受理	〃	
4の26	聴聞規則第10条第2項の規定に基づく文書等の閲覧の日時及び場所の通知	〃	
4の27	聴聞規則第12条第1項の規定に基づく聴聞の審理の公開の通知並びに聴聞の期日及び場所の公示	〃	
4の28	聴聞規則第19条第1項の規定に基づく聴聞調書等閲覧請求書の受理	〃	
4の29	聴聞規則第19条第2項の規定に基づく聴聞調書等の閲覧の日時及び場所の指定並びに通知	〃	
4の30	聴聞規則第24条第1項の規定に基づく代理人資格証明書の受理(第4条第1項の準用)	〃	
4の31	聴聞規則第24条第1項の規定に基づく提出物目録の作成(第11条第1項の準用)	〃	
4の32	聴聞規則第24条第1項の規定に基づく提出物目録の写しの交付(第11条第2項の準用)	〃	
4の33	聴聞規則第24条第1項の規定に基づく証拠書類等の返還(第11条第3項の準用)	〃	
4の34	聴聞規則第24条第2項の規定に基づく弁明の日時又は場所の変更(第9条第1項の準用)	〃	
4の35	聴聞規則第24条第2項の規定に基づく弁明の日時又は場所の変更申出書の受理(第9条第2項の準用)	〃	
4の36	聴聞規則第24条第2項の規定に基づく弁明の日時又は場所の変更の通知(第9条第3項の準用)	〃	
4の37	行政文書の開示請求等に関すること。	〃	開示請求等の例 1 補正の通知 2 事案移送の通知 3 開示決定等の期限の延長に関する通知 4 行政文書の開示請求に関する意見の照会 5 開示実施日の通知
			開示請求等の例 1 開示請求、訂正請求

4の38	個人情報の開示請求等に関する こと。	〃	及び利用停止請求に係る補正の通知 2 開示請求及び訂正請求に係る事案移送の通知 3 開示決定、訂正決定及び利用停止決定の期限の延長に関する通知 4 個人情報の開示請求に関する意見の照会 5 個人情報の開示決定に係る通知 6 確認書の提出依頼 7 個人情報の訂正に係る通知
5	事務連絡に関する こと。	〃	
6	定期刊行物(新規発行を除く。)並びに教養資料の作成及び配布に関する こと。	〃	定期刊行物及び教養資料の例 1 生活安全だより 2 統計だより 3 教養の泉 4 鑑識だより 等
7	所属職員の超過勤務命令、休日勤務命令、夜間勤務命令及び宿日直勤務命令に関する こと。	〃	
7の2	職員の部分休業に関する こと。	〃	
7の3	職員の奈良県外居住(移転)願の承認に関する こと。	〃	
7の4	職員の海外旅行の承認に関する こと。	〃	
7の5	職員の年次有給休暇、特別休暇(職員の勤務時間、休暇等に関する規則第14条第1項第3号の規定に基づく特別休暇の期間の延長を除く。)、介護休暇及び欠勤に関する こと。	〃	
8	所属職員に旅行命令に関する こと。	〃	
9	通勤手当支給の認定に関する こと。	〃	
9の2	職員住宅入退居承認(命令)に関する こと。	会計課	
9の3	奈良県警察職員公舎管理規程(平成7年3月奈良県警察本部訓令第5号)第20条に規定する公舎敷地の自動車保管場所としての使用承認に関する こと。	〃	
10	警察施設の見学に関する こと。	県民サービス課	
11	警察手帳の亡失に関する こと。	警務課	

12	初任給の決定に関する事。	〃	
13	定期昇給及び昇格の決定に関する事。	〃	
14	奈良県警察職員の公務災害補償に関する諸願届、報告、申請等の処理に関する事。	〃	
15	扶養親族の認定に関する事。	〃	
16	住居手当の認定に関する事。	〃	
16の2	単身赴任手当の認定に関する事。	〃	
17	児童手当の認定に関する事。	〃	
18	退職手当の支給決定に関する事。	〃	
19	警察庁に対するけん銃等損傷に関する報告及び修理申請に関する事。	〃	
20	有線通信施設、移動等の手続きに関する事。	〃	
21	有線通信の使用統制に関する事。	〃	
22	車両及び燃料の配分に関する事。	〃	
23	削除		
24	恩給申請書の進達に関する事。	厚生課	
25	奈良県警察職員健康管理規程に基づく諸願届、報告、申請に関する事。	〃	
26	削除		
27	削除		
28	指名手配及び捜査共助に関する事。	刑企画課	
29	刑事訴訟法第193条に基づく一般的指揮権による逮捕状、勾留状、勾引状、収容状等の執行に関する事。	〃	
30	刑事日報に関する事。	捜査課	
31	品触に関する事。	〃	
32	移動警察の勤務計画に関する事。	〃	
32の	暴力団対策法第12条の4第2項の規定に基づく指示（緊急の必要がある場合におけるものに限る。）	組織犯罪対策課	

2	及び同法第35条第1項の規定に基づく仮の命令に係る書類の送達及び公示送達に関すること。		
32の3	事務所の使用制限の仮の命令に係る標章の貼付け及び標章の取除きに関すること。	〃	
32の4	法令又は条例の規定に基づき行政機関等から暴力団排除に関して意見を求められた場合の意見陳述又は意見照会を受けた場合の意見の提出に関すること（当該意見陳述又は意見の提出に係る者が、当該法令又は条例に規定する暴力団員その他の者に該当しない旨の意見陳述又は意見の提出を行う場合に限る。）。	〃	法令又は条例の例 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 2 貸金業法 3 特定非営利活動促進法 4 自転車競技法施行規則 5 奈良県営住宅条例等
33	指紋資料の処理に関すること。	鑑識課	
34	鑑識写真の処理に関すること。	〃	
35	警察犬の運用に関すること。	〃	
36	足こん跡の処理に関すること。	〃	
36の2	海外渡航者等に対する犯罪経歴証明書の発給に関すること。	〃	
37	鑑定及び検査に関すること。	科学捜査研究所	
38	鑑定嘱託に関すること。	〃	
39	被保護者等の取扱いに関すること。	人身安全対策課	
39の2	ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。)第4条第1項の規定に基づく警告を求める旨の申出の受理及び警告の実施	〃	
39の3	ストーカー規制法第4条第3項又は第4項の規定に基づく通知	〃	
39の4	ストーカー規制法第5条第1項又は第3項の規定に基づく禁止命令等の申出の受理	〃	
39の5	ストーカー規制法第5条第4項において準用する行政手続法(以下「準用行政手続法」という。)第15条第1項の規定に基づく意見の聴取の通知	〃	
39の6	準用行政手続法第15条第3項の規定に基づく緊急禁止命令等を受けた者の所在が判明しない場合における事務所の掲示場への掲示	〃	
39の	準用行政手続法第16条第3項の		

7	規定に基づく代理人の資格の証明の確認	〃	
39の8	準用行政手続法第16条第4項の規定に基づく代理人がその資格を失ったときの届出の受理	〃	
39の9	準用行政手続法第17条第3項の規定に基づく代理人の資格の証明の確認(準用行政手続法第16条第3項の準用)	〃	
39の10	準用行政手続法第17条第3項の規定に基づく代理人がその資格を失ったときの届出の受理(準用行政手続法第16条第4項の準用)	〃	
39の11	準用行政手続法第18条第1項及び第2項の規定に基づく文書等の閲覧の許可	〃	
39の12	準用行政手続法第18条第3項の規定に基づく文書等の閲覧の日時及び場所の指定	〃	
39の13	準用行政手続法第22条第3項の規定に基づく当事者又は参加人の所在が判明しない場合における事務所の掲示場への掲示(準用行政手続法第15条第3項の準用)	〃	
39の14	準用行政手続法第24条第4項の規定に基づく意見の聴取調書及び意見の聴取報告書の閲覧の許可	〃	
39の15	準用行政手続法第25条の規定に基づく当事者又は参加人の所在が判明しない場合における事務所の掲示場への掲示(準用行政手続法第22条第3項の規定による第15条第3項の準用)	〃	
39の16	ストーカー規制法第5条第6項又は第7項の規定に基づく通知	〃	
39の17	ストーカー規制法第5条第9項の規定に基づく禁止命令等有効期間延長処分の申出の受理	〃	
39の18	ストーカー規制法第5条第10項の規定に基づく通知(同条第6項又は第7項の準用)	〃	
39の19	ストーカー規制法第7条第1項の規定に基づく援助を受けたい旨の申出の受理及び援助の実施	〃	
39の20	ストーカー規制法第13条第1項の規定に基づく報告若しくは資料の提出の要求又は質問の実施の指示	〃	
39の21	ストーカー規制法第13条第2項の規定に基づく報告若しくは資料の提出の要求又は質問の実施の指示	〃	

39の 22	ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則(平成12年国家公安委員会規則第18号。以下「ストーカー規制法施行規則」という。)第2条第1項又は第2項の規定に基づく警告書の交付	〃	
39の 23	ストーカー規制法施行規則第5条第1項の規定に基づく禁止等命令書の交付並びに第2項の規定に基づく口頭での禁止命令等及び禁止等命令書の交付	〃	
39の 24	ストーカー規制法施行規則第8条の規定に基づく他の都道府県警察への通知及び他の都道府県警察からの通知の受理	〃	
39の 25	ストーカー規制法施行規則第10条の規定に基づく禁止命令等有効期間延長処分書の交付	〃	
39の 26	ストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第19号。以下「ストーカー規制法意見聴取規則」という。)第3条第1項の規定に基づく代理人資格証明書の受理	〃	
39の 27	ストーカー規制法意見聴取規則第8条第1項の規定に基づく意見の聴取の期日又は場所の変更	〃	
39の 28	ストーカー規制法意見聴取規則第8条第2項の規定に基づく意見の聴取の期日又は場所の変更申出書の受理	〃	
39の 29	ストーカー規制法意見聴取規則第8条第3項の規定に基づく意見の聴取の期日又は場所の変更の通知	〃	
39の 30	ストーカー規制法意見聴取規則第9条第1項の規定に基づく文書閲覧請求書の受理	〃	
39の 31	ストーカー規制法意見聴取規則第9条第2項の規定に基づく文書等の閲覧の日時及び場所の通知	〃	
39の 32	ストーカー規制法意見聴取規則第11条第1項の規定に基づく意見の聴取の審理の公開の通知並びに意見の聴取の期日及び場所の公示	〃	
39の 33	ストーカー規制法意見聴取規則第18条第1項の規定に基づく意見の聴取調書等閲覧請求書の受理	〃	
39の	ストーカー規制法意見聴取規則第18条第2項の規定に基づく意見	〃	

34	の聴取調書等の閲覧の日時及び場所の指定並びに通知		
40	街頭補導活動に関すること。	少年課	
41	連戻し援助要求に基づく手配に関すること。	〃	
42	列車警乗計画に関すること。	地域課	
43	銀行券輸送警備に関すること。	〃	
44	奈良県警察本部航空機使用管理に関する訓令第8条及び第9条に規定する四半期別整備計画、四半期別訓練計画、月別運航計画、臨時発着場の指定及び臨時発着場調査報告の受理に関すること。	〃	
45	無線従事者の選任及び解任に関すること。	通信指令課	
45の2	一斉指令通話の運用に関すること。	〃	
45の3	貸金業法第44条の2第3項の規定に基づき奈良県知事から意見を求められた場合の意見陳述に関する事項が、同法第12条の5、第21条第1項（第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項及び第24条の5第2項において準用する場合を含む。）、第24条第3項、第24条の2第3項又は第24条の3第3項の規定に違反する事実該当しない場合に限る。）	生活環境課	
46	災害情報及び警報の伝達に関すること。	警備第二課	
47	他府県警察より依頼の招集事務に関すること。	〃	
48	交通安全教育、交通安全運動に関すること。	交通企画課	
49	交通環境の調査改善に関すること。	〃	
50	交通モニター制度の運用に関すること。	〃	
51	道路標識及び道路標示の維持管理に関すること。	交通規制課	
52	交通取締りの通常業務に関すること。	交通指導課	
53	土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第7条第2項の規定に基づく地方運輸局長に対する通知	〃	

54	道路交通法第92条の規定に基づき、仮運転免許証を交付すること。	運 免 許 課	
55	道路交通法第90条第1項、第4項及び第103条第1項の規定に基づき90日未満の期間の運転免許の保留、免許を与えた後における効力の停止及び免許の効力の停止の処分を行うこと。	〃	
56	道路交通法第106条の2の規定に基づき、仮運転免許の取消し処分を行うこと。	〃	
57	道路交通法第90条第8項及び第103条第8項の規定に基づき免許の効力の停止の期間を短縮すること。	〃	
57の2	道路交通法の規定に基づく聴聞又は意見の聴取の通知手続	〃	
58	優良自動車運転者の初級顕彰及び中級顕彰に関すること。 優良自動車運転者の優良賞及び優良バッジの再交付並びに返納に関すること。	〃	
59	警察学校入校生に関する記録調書に関すること。	警察学校	
60	初任科教養実施概況報告に関すること。	〃	

3 交通反則通告官の専決事項

番号	事 務 内 容	主 管 課	摘 要
1	道路交法第126条第3項の規定に基づく告知報告の受理に関する事。	交 指 導 通 課	
2	道路交法第127条第1項の規定に基づく通告に関する事。	〃	
3	道路交法第129条第2項の規定に基づく公示通告に関する事。	〃	
4	道路交法第130条の規定に基づく不納付事件の送致（奈良県警察捜査指揮規程別表第1-1に掲げる者が行った事件を除く。）に関する事。	〃	

別表第3（第4条関係）

署長決裁（専決を含む。）事項

番号	事 務 内 容	備 考
1	所属内警部補以下及びこれと同等の職員の配置に関する事。	
2	署達に関する事。	
3	指導取締り等の計画及び実施に関する事。	
4	本部長に進達、上申、申請等を必要とする事案の処理に関する事。	
5	監督者会議に関する事。	
6	部外者の参加する会議その他の行事に関する事。	
7	要即報事案の処理に関する事。	要即報事案 奈良県警察処務規程 (昭和41年12月奈良県警察本部訓令第18号) 第41条に規定する即報事項
8	秘密文書の確認、解除又は複写に関する事。	
9	令達文書及び重要な一般文書の処理に関する事。	重要な一般文書の例 署で起案し処理するもの
10	重要な注意報告の処理に関する事。	重要なものの例 1 署長の意思表示を必要とするもの 2 本部の主管部課へ報告を要するもの 等
11	警察署沿革史の記録及び保管に関する事。	
12	報道機関への広報資料の提供に関する事。	
13	県費の歳入の徴収に関する事。	
14	県費の支出負担行為に関する事。	
15	県費の歳入歳出外現金及び保管有価証券の通知に関する事。	
16	県有物品の出納の通知に関する事。	
17	無償使用国有物品の管理に関する事。	
18	警察用財産の管理に関する事。	
19	遺失物及び拾得物の処理に関する事。	
20	署長及び署員の超過勤務命令、休日勤務命令、夜間勤務命令、宿日直勤務命令及び旅行	

	命令に関すること。	
21	署員の勤務評定に関すること。	
22	署員の身分異動に関すること。	
23	署員の奈良県外居住（移転）願の承認に関すること。	
24	署員の海外旅行の承認に関すること。	
25	署員の年次有給休暇、特別休暇（職員の勤務時間、休暇等に関する規則第14条第1項第3号の規定に基づく特別休暇の期間の延長を除く。）、介護休暇及び欠勤に関すること。	
25の2	署員の部分休業に関すること。	
26	通勤手当支給の認定に関すること。	
27	警察署の通信の管理運用に関すること。	
28	奈良県警察職員健康管理規程に定める諸願届、報告、申請等の処理に関すること。	
29	署員の功過に関すること。	
30	部外者のほう賞に関すること。	
31	所属の提案審査委員会に関すること。	
32	警察署の年度教養計画に関すること。	
33	研修日教養その他一般教養（術科を含む。）の実施に関すること。	
34	留置場の保守管理に関すること。	
34の2	行政文書の開示請求等に関すること。	開示請求等の例 1 補正の通知 2 事案移送の通知 3 開示決定等の期限の延長に関する通知 4 行政文書の開示請求に関する意見の照会 5 開示実施日の通知
34の3	個人情報の開示請求等に関すること。	開示請求等の例 1 開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る補正の通知 2 開示請求及び訂正請求に係る事案移送の通知 3 開示決定、訂正決定及び利用停止決定の期限の延長に関する通知 4 個人情報の開示請求に関する意見の照会 5 個人情報の開示決定に係る通知 6 確認書の提出依頼 7 個人情報の訂正に係る通知

35	別に定める犯罪の捜査指揮に関すること。	
36	品触の発行に関すること。	
37	収容状、捜査嘱託書、捜査依頼書等の処理に関すること。	
38	質屋営業法第23条、古物営業法第21条及び奈良県金属くず営業条例第12条の規定に基づく差止めに関すること。	
39	職員の招集に関すること。	
40	道路標識等の維持管理に関すること。	
41	道路使用の許可に関すること。	
42	違法工作物に対する措置に関すること。	
43	沿道の工作物等の危険防止措置に関すること。	
44	1か月以内の通行の禁止及び制限に関すること。	
45	指定駐車禁止場所における駐車許可に関すること。	
46	道路交通法第51条及び第51条の2の規定に基づく違法駐車車両（積載物を含む。）の移動保管事務及びそれに伴う公示・売却・廃棄に関すること。	
47	車両の積載又は乗車の制限許可に関すること。	
48	道路使用許可における道路管理者との協議に関すること。	
49	前各号に掲げるもののほか、これに準ずる事務に関すること。	

